

福祉医療給付制度と災害共済給付制度について

(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

保育園・幼稚園、学校管理下での災害(負傷・疾病等)については、福祉医療証(子育て支援医療証・ひとり親家庭等医療証・重度心身障害(児)者医療証)は、使用できません。

保育園・幼稚園、学校管理下での災害(負傷・疾病等)で医療機関を受診した場合の医療費の支払いは、日本スポーツ振興センターの『災害共済給付制度』が優先となり、福祉医療証(子育て支援医療証・ひとり親家庭等医療証・重度心身障害(児)者医療証)は使用できません。マイナ保険証のみ(または資格確認書)で受診し、医療費の自己負担分をお支払いいただき、各園・学校で災害共済給付の手続きを行ってください。(領収書は保管しておいてください。)

ただし、医療費総額(医療保険でいう10割分)が 5,000円(自己負担分、未就学児2割1,000円、小学生以上3割1,500円)未満の場合は、日本スポーツ振興センターの『災害共済給付制度』の対象になりませんので、自己負担分について払い戻しができます。下記福祉医療給付制度窓口に申請してください。

【払い戻しの申請をする際に必要なもの】

- ① 本人・扶養義務者のマイナンバーカード ② 領収書 ③ 医療証 ④ お子様の資格情報のお知らせ・資格確認書・マイナポータルの健康保険の資格情報画面のいずれか1点 ⑤ 扶養義務者名義の通帳 ⑥ 窓口に来る方の本人確認書類

《注意》

※制度の重複利用を避けるため、災害共済給付状況を確認する場合があります。

※福祉医療給付制度請求の申請期限は、医療機関へ支払った日の翌日から2年になります。例：支払日4月10日の場合、起算日4月11日→申請期限は、2年後の4月10日

災害共済給付制度窓口

- 各保育園・幼稚園 ○各高等学校・高等専門学校等
○各小・中学校または
鶴岡市教育委員会学校教育課学事保健係 TEL0235-57-4865

福祉医療給付制度窓口

- 鶴岡市役所国保年金課 TEL0235-35-1292 内線124・128
○地域庁舎地域づくり推進課 市外局番0235
 藤島庁舎 TEL64-5807 直通 羽黒庁舎 TEL26-8773 直通
 櫛引庁舎 TEL57-2113 直通 温海庁舎 TEL43-4614 直通
 朝日庁舎 TEL53-2114 直通

《日本スポーツ振興センターの手続きについては、裏面をご覧ください。》

福祉医療給付制度と災害共済給付制度について 独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き

鶴岡市国保年金課



1.医療機関受診

園・学校管理下でケガをして、医療機関を受診したら…



《園管理下とは？》

- ・園内、園敷地内において活動している場合
- ・通園路を登園・帰宅している場合
- ・園外活動中の場合

《学校管理下とは？》

- ・授業中や休憩時間中など、学校内、敷地内において活動している場合
 - ・通学路を登下校している場合
 - ・校外学習や部活動など課外指導中の場合
- (小中学校の少、中学校の保護者会主催の活動(クラブ活動)は管理下外)

保険診療の自己負担分（未就学児 2 割、小学生以上 3 割）を一旦、窓口で支払います。

子育て支援・ひとり親家庭等・重度心身障害(児)者医療証は使用できません。

(数回の通院、調剤などを合算して)

2.医療機関へ 書類作成の お願い

治ゆまでの**保険診療の自己負担額**が
未就学児 **1,000 円以上**
小学生以上 **1,500 円以上**の場合

**災害共済給付の
申請ができます。**

治ゆまでの**保険診療の自己負担額**が
未就学児 **1,000 円未満**
小学生以上 **1,500 円未満**の場合

**災害共済給付の
対象になりません。**

3.園・学校へ 書類を提出

「**医療等の状況**」等を医療機関から
受け取り、園・学校へ提出。

- ※医療等の状況は、病院や医院のほか、
- ①薬局で薬を処方された場合
 - ②医師が必要と認めた治療用装具を
購入した場合
も該当になります。
(保護者の証明、領収書が必要)

※「医療等の状況」の点数が 7,000 点を超えて
いる場合は、「**高額療養状況の届**」用紙を
園・学校から受け取り、記入してください。

※この場合は、自己負担分について
払い戻しができますので、受診した
医療機関または国保年金課へご連絡
ください。(申請期限：医療機関へ支払った
日の翌日から 2 年。例：支払日 4 月 10 日
の場合、起算日 4 月 11 日→申請期限は、2 年
後の 4 月 10 日)

4.園・学校で 申請

(2, 3 か月後)

5.給付金の支給

国保年金課に払い戻しの申請をする際に必要
なもの

- ①本人・扶養義務者のマイナンバーカード
- ②領収書 ③医療証 ④お子様の
資格情報のお知らせ・資格確認書・マイナ
ポータル健康保険の資格情報画面のい
ずれか 1 点
- ⑤扶養義務者名義の通帳
- ⑥窓口に来る方の本人確認書類

注意

※制度の重複利用を避けるため、災害共済給付状況を確認する場合があります。

※万が一、医療証を使用した場合は、園・学校または鶴岡市役所国保年金課
(0235-35-1292 内線 128)へご相談ください。